

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

平成18年3月
環境省
厚生労働省

I. 制度の目的

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図る。

II. 制度の概要

1. 救済給付の支給制度

(1) 指定疾病

- ・中皮腫
- ・気管支又は肺の悪性新生物

(2) 救済給付の支給

①救済給付の種類等

救済給付は、以下に掲げるとおりとし、(独)環境再生保全機構(機構)が、石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定(※)を受けた者(被認定者)、本法の施行前にこの指定疾病に起因して死亡した者の遺族に対し支給。

被認定者に係る給付	医療費(自己負担分)	103,870円／月 199,000円
	療養手当	
	葬祭料	

施行前に死亡した者の遺族に係る給付	特別遺族弔慰金	2,800,000円
	特別葬祭料	199,000円

その他 救済給付調整金

※・・・有効期間は5年。なお、治る見込みがないときは更新可能

注・・・被認定者が、その認定に係る指定疾病について保険医療機関等から医療を受けたときは、機構は、被認定者に代わり、医療費として支給すべき額を当該保険医療機関等に支払うことが可能(この結果、被認定者の窓口負担は無し)。

②認定

- ・石綿の吸入により指定疾病にかかった旨の認定（認定の効力は申請時に遡って発生）は、医療費の支給を受けようとする者の申請に基づき、機構が実施。
- ・機構は、認定等を行おうとするときは、医学的判定を要する事項に関し、環境大臣に判定を申出。環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて判定を行い、機構に対し、その結果を通知。
※ 医学的判定の際の基準については、3月2日に中央環境審議会より答申。

③その他

- ・認定及び救済給付の支給に係る申請については、当面、機構（川崎・大阪）及び環境省地方環境事務所（全国11か所）で受付。委託契約が済み次第、保健所等でも受付。郵送も可。
- ・救済給付の支給を受けることができる者に対し、同一事由について損害のてん補がされた等の場合、機構は、その価額の限度で救済給付を支給しない。

(3) 救済給付の費用

- ・救済給付の費用に充てるため、機構に「石綿健康被害救済基金」を設置。
- ・政府・地方公共団体は、予算の範囲内において、機構に対し、救済給付の費用に充てるための資金を交付・拠出。
- ・救済給付の費用に充てるため、労災保険適用事業主等から、毎年度、「一般拠出金」を徴収。
- ・石綿の使用量、指定疾病の発生状況等を勘案して政令で定める一定の要件に該当する事業主から、毎年度、「特別拠出金」を徴収。

※ 事業主の要件、特別拠出金の額の算定方法については、有識者等からなる検討会を経て、平成18年度の前半のできるだけ早期に決定予定。

2. 特別遺族給付金の支給制度

(1) 対象者

石綿にさらされることにより発症する指定疾病その他厚生労働省令で定める疾病により死亡した労働者等（死亡労働者等）の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。

(2) 種類

- ・特別遺族年金：死亡労働者等の配偶者等であって、死亡労働者等の死亡の当時その収入によって生計を維持していたこと等の要件を満たすものに対して支給。
- ・特別遺族一時金：特別遺族年金を受けることができる遺族がいないときに、配偶者等の遺族に対して支給。

(3) 費用

- ・労働保険料として労災保険適用事業主から徴収。

3. 施行期日

施行期日は、平成18年3月27日とする。なお、申請は、施行日の一週間前の日（平成18年3月20日）から行うことができる。

また、石綿健康被害救済基金の設置等は平成18年2月10日から、費用の徴収については平成19年4月1日から施行する。

4. 見直し

政府は、この法律の施行後5年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

石綿による健康被害の救済に関する法律の概要

目的: 石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害に係る被害者等の迅速な救済を図る。

施行日: 基金の創設

平成18年2月10日

救済給付・特別遺族給付金の支給

平成18年3月27日

事業者からの費用徴収

平成19年4月1日

※ 制度全体について5年後に見直し。

労災補償等による救済の対象とならない者に対する救済給付

事業者

- ①全事業主
※労働保険徴収システムを活用
- ②一定の要件に該当する事業主(石綿との関連が深い事業主)から追加費用を徴収

国

- 平成17年度補正予算により基金に拠出
- 基金創設時の事務費の全額及び平成19年度以降は事務費の1/2を負担

地方公共団体

- 国の基金への費用負担の1/4に相当する金額を平成18年度以降一定期間で基金に拠出

石綿健康被害救済基金 (独)環境再生保全機構

判定の申出

環境大臣

意見を聞く

中央環境審議会

意見

判定結果の通知

救済給付

- アスベストによる中皮腫や肺がんと認定された方への給付
 - ・医療費(自己負担分)
 - ・療養手当(103,870円/月)
 - ・葬祭料(199,000円)
- この法律の施行前に死亡された方のご遺族への給付
 - ・特別遺族弔慰金(2,800,000円)
 - ・特別葬祭料(199,000円)

被害者又はこの法律の施行前に死亡した被害者のご遺族

申請・請求

認定・給付

石綿に起因する指定疾病

石綿に起因する指定疾病

- ・中皮腫
- ・肺がん

公害健康被害補償不服審査会に対する審査請求



認定・救済給付の決定に対する処分の取消しの訴え

労災補償を受けずに死亡した労働者の遺族に対する救済措置

[特別遺族給付金の支給]

- ①対象者: 指定疾病等により死亡した労働者(特別加入者を含む。)の遺族であって、時効により労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅したもの。
- ②給付額: 特別遺族年金 原則240万円/年
※ 特別遺族年金の支給対象とならない遺族には一時金を支給する。
- ③財源: 労働保険特別会計労災勘定から負担する。